

色御指重り御急變の旨、早速微妙公に入らせらるやうにと申し来る。依つてその儘御供中觸渡し、大炊の外には御鐘持一人居残り罷在るに付き、則ち御馬にて早速御出被遊、大炊一人供奉仕、外御供人は追々罷出で、半途迄も奉追付由。此の時河北郡森下の近所にて、此の一村を不殘大炊へ御加増被下旨御意有りし。然共此の村高僅か三百石許の所なりとぞ。ケ様に被召仕も、畢竟御取立可被成御下心なりと申す由なりといへり。家譜等を考ふるに、元祖宮内長次の父は、小幡九兵衛とて、越中國松倉の城主椎名右衛門太夫の甥神前和泉の子なり。椎名氏の家老小幡九助の養子と成り、小幡九兵衛と稱す。九兵衛の妻女は、初上木新兵衛に嫁し、女子を生めり。新兵衛死後此の女子を連れて九兵衛に再嫁す。是利常卿の母堂壽福院殿なり。此の由縁を以て九兵衛の二子を利常卿召出ださる。長男を右京と云ひ、采地屢々加恩ありて、一萬石に至る。二男は宮内長次也。采地一萬九百五十石賜はり家老職と成り、金澤城代を勤め、寛文四年致任して不入と稱す。二子あり、長男左兵衛長好家督を繼ぐ。後宮内長治と改稱し、元祿十年に歿す。

長治の長男を宮内立信と云ふ。一萬六百五十石を相續すといへども、寶永三年亂心狂病に依つて采地を沒收せられ、其の子左京僅十一歳なるを跡式となし、更に二千石賜はり、家系を立てられたり。松雲公年譜に云ふ。寶永三年十一月十四日小幡宮内立信、知行一萬六百石被召放終身禁鋼被仰付。狂亂に依つて也。宮内儀先年狂病に付、一家中相願候而押込置處、今年七月十九日夜右圍之内より逃出、只一人犀川邊に徘徊いたし、加藤十左衛門手合之足輕見咎候處、逃走に付、召捕相糺處、小幡宮内之旨申聞。疑敷十左衛門宅へ召連來り、十左衛門見候處宮内に紛無之、其段御聽に達候處、宮内此度之任形急度仕置にも可被命處、亂心之体に極候故、知行被沒收、二門共へ御預け、居屋敷明日中に指上げ、下屋敷は暫時其の分に仕置候様被仰渡とあり。正徳二年火災定書に、小幡宮内上屋敷と見、享保十一年三月金澤町奉行の届書に、小幡故宮内明屋敷惣構近所に捨子有之由見ゆれば、此の頃までも明地と成り居たりと聞ゆ。此の後諸士の邸地と成りしを、廢藩の後追々家屋を毀ち、明治十七年一月區役所等を建築す。

○中黒道隨蕃第

葛卷昌興日記に云ふ。延寶九年三月廿六日の條、堂形中黒道隨屋敷年明け有之處、舊冬藤田平兵衛拜領之頃日家作有之とあり。按ずるに、延寶の金澤圖を見るに、神尾主殿の向は葛卷十右衛門・茨木傳右衛門の居屋敷にて、其の後地を明地とす。是中黒道隨の舊第なりけん。付紙に藤田平兵衛とあり。今中學校の地内也。

○中黒道隨傳話

道隨は正保元年吾が藩士と成り、二千石賜はり、子孫連綿せり。混見摘寫に云ふ。中黒道隨は實名秀有、俗名初め彌右衛門、後彌兵衛といへり。其の先石川主殿頭に仕へたり。大阪の役に博勞ヶ淵の城乗し、其の武功にて加増知を賜はりたり。主殿頭實は大久保相摸守忠隣の實子也。忠隣は耶蘇宗の儀に付蟄居仰付られし故、主殿頭も供奉の軍勢攻手の内にて無之。依つて博勞ヶ淵へ被向たりといへども、船も無之處、中黒秀有小船一艘求め出し、鐘を竿にして漕ぎ参り、傍輩大江左衛門已下九人取乗り、遂に城乗致し、主殿頭の手柄に成り、一萬石加増拜領せらる。然る處右城乗

致したる九人の者、子細有つて石川家を立退きける處、中黒も其の後立退きたり。依之主殿頭三代の間奉公を被稱、二十七ヶ年流浪中、懇意にて合力せられ、茶なども賜はりたり。正保元年七十五歳にて奉行構免ぜられ、上野南光坊の口入にて利常卿被召出、綱紀卿へ附けらる。此の時石川主殿頭は膳所の城主にて、此の旨を被聞、城中に於て饗應有之、家禮共迄料理賜はりける。さて吾が藩へ二千石に被召出處、其の後實子太左衛門、黒田肥前守綱政に奉仕せしを被呼出太左衛門へ二千石賜はり、道隨へは二十人口月俸被下、八十五歳まで東都の御供相勤め、明暦三年八十八歳にて病死す。右博勞ヶ淵城乗の前、鐵炮迫合有之時、大江左衛門手負ひける處、彌兵衛兩手にて前に抱え其の場を退きたり。其の時手負を脊中にかづき候ては、楯に仕るやうにて本意に無之とて、前に抱え退きたれど、彌兵衛鐵炮も中らずと也。夫れ故左衛門、老後迄兄弟の様々に懇切にいたし、秘藏の鞍を贈り候とて、于今中黒八左衛門方に有之。下着十二三品も有之様に承り、相尋ね候處、色々有之候へ共、十二三までは無之、綿入・袴・單と品々